

## 児童手当・特例給付現況届の提出はお済みですか？

受給者のみなさまへ児童手当を受けるための現況届を提出するようお知らせ（6月1日付）していますが、提出はお済みでしょうか？

まだ提出されていない方は、速やかに下記必要書類をご用意のうえ受付窓口へ提出されますようお願いいたします。

提出されないと6月以降分の児童手当が受けられませんのでご注意ください。

### ○ 必要書類と申請窓口

「児童手当・特例給付現況届」に必要事項を記入・押印のうえ、請求者とお子様の保険証の写し(国民健康保険の方は不要)を持参し、次のいずれかの窓口にて申請願います。

① 役場子育て福祉課 ② 水・くらしサービスセンター ③ 厚賀出張所 ④ 日高総合支所地域住民課

### ○ 支給月額と所得制限額

| 年齢                 | 支給月額（児童1人あたり） |
|--------------------|---------------|
| 0～3歳（3歳になる誕生日まで）   | 15,000円       |
| 3歳～小学校修了前（第1子・第2子） | 10,000円       |
| 3歳～小学校修了前（第3子以降）   | 15,000円       |
| 中学生                | 10,000円       |

※所得制限額以上の方（特例給付受給者）は、児童1人につき一律5,000円となります。

### 所得制限限度額【平成29年中の所得】

| 扶養親族人数 | 所得制限限度額 |
|--------|---------|
| 0人     | 622万円   |
| 1人     | 660万円   |
| 2人     | 698万円   |
| 3人     | 736万円   |
| 4人     | 774万円   |
| 5人     | 812万円   |

※所得とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」または、確定申告書の「所得金額」欄の「合計」から所得税法に規定する雑損控除、医療費控除、小規模共済等掛金控除、特別障害者控除、障害者控除、寡婦(夫)控除、特別寡婦控除、勤労学生控除、老人扶養親族控除、社会保険料相当額を差し引いた金額のことです。

### 〈お問い合わせ先〉

日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話01456-2-6183

日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話01457-6-3173

## 献血のご案内

北海道赤十字血液センターからのお知らせです。

移動献血車による日高町内の献血事業を次の日程で実施いたしますので、献血にご協力ください。

|          |             |                             |
|----------|-------------|-----------------------------|
| 7月30日（月） | 10:00～12:00 | 陸上自衛隊日高分屯地前<br>日高町役場日高総合支所前 |
|          | 13:30～16:00 |                             |

平成30年度における献血事業は、11月・12月にも予定しています。



【お問い合わせ先】 日高町役場 子育て福祉課 福祉グループ 電話 01456-2-6183

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ 電話 01457-6-3173

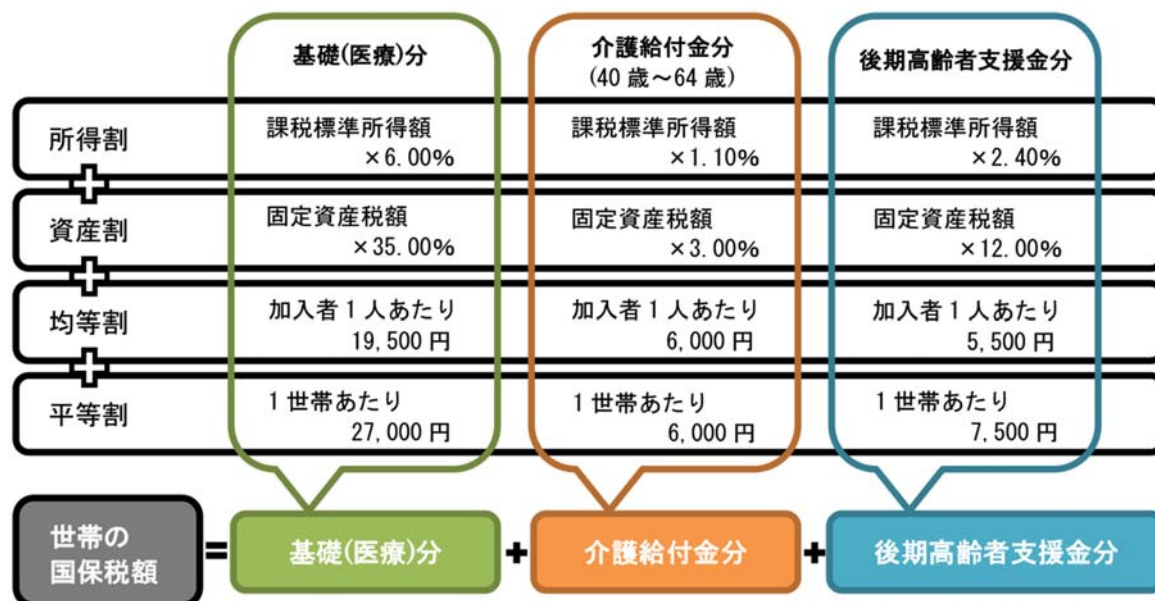
# 国民健康保険税改正のお知らせ

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、日高町においても国民健康保険税(国保税)が改正されました。

平成30年度の税率は下記のとおりとなります。

## ●国保税の算出方法

国保税は「基礎(医療)分」、「介護給付金分」、「後期高齢者支援金分」の3区分で構成され、各区分の合計が国保税額となっています。これらは、国保制度の加入世帯の合計所得、固定資産税額、加入者数などを基に算出します。



## ●改正の概要

今回の改正の要点は、「基礎課税額の限度額の引き上げ」と「軽減制度の対象者の拡大」です。

### ①基礎課税額の限度額の引き上げ

国保税を構成する3区分のうち、基礎(医療)分の限度額を4万円引き上げました。

| 区分        | 改正前  | 改正後  | 引き上げ額 |
|-----------|------|------|-------|
| 基礎(医療)分   | 54万円 | 58万円 | 4万円   |
| 介護給付金分    | 16万円 | 16万円 | 据え置き  |
| 後期高齢者支援金分 | 19万円 | 19万円 | 据え置き  |
| 合計限度額     | 89万円 | 93万円 | 4万円   |

### ②軽減制度の対象者の拡大

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。

| 軽減の割合 | 基準額                 |                       |
|-------|---------------------|-----------------------|
|       | 改正前                 | 改正後                   |
| 7割軽減  | 33万円                | 33万円(据え置き)            |
| 5割軽減  | 33万円 + 27万円 × 被保険者数 | 33万円 + 27万5千円 × 被保険者数 |
| 2割軽減  | 33万円 + 49万円 × 被保険者数 | 33万円 + 50万円 × 被保険者数   |

## ●お問い合わせ先

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ

電話 01457-6-2001